

「建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任」

豊橋市告示第 127 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとする。

平成 29 年 3 月 27 日

豊橋市長 佐 原 光 一